

「令和4年度水田収益力強化ビジョン」の考え方および今後の推進(案)

以下の考え方にもとづき「福島県水田収益力強化ビジョン」の策定および今後の推進をすすめる。

I. 令和4年度水田収益力強化ビジョンの考え方

1. 福島県水田農業の現状・課題

- 人口減少と新型コロナウイルス感染症流行の終息が見通せないなか、需要は引き続き減少していく。一方、福島県においては被災12市町村での営農再開面積は年々増加。
- 水田における麦・大豆・園芸作物等の作付比率は3%程度と小さく、非主食用米においても飼料用米・備蓄米で全体の概ね91%を占め、飼料用米・備蓄米を中心とする需要に応じた生産の取り組みとなっている状況。
- 今後とも需要減少が継続するなか、非主食用米においては加工用米・輸出用米の拡大、水稻以外でも麦・大豆・園芸作物等の拡大など多様な水田農業への転換が大きな課題。
- このため、令和4年度の取り組みの検討に際しても、地域農業再生協議会単位で中長期的な水田農業の将来展望にかかる検討が不可欠。
- あわせて、法制化が検討されている「人・農地プラン」による農地集積・担い手確保の取り組みと連動させ地域農業再生協議会単位での水田農業の将来像を描く必要。

2. 基本的考え方

- 人口減少とコロナ禍により加速されている需要の急激な喪失に対応し、引き続き需要に応じた米の生産販売に徹底して取り組むこととし、「生産数量の目安(面積)」52,600haの確実な達成に向け水田農業にかかわる関係者一体となって、以下を重点として取り組みを展開。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 備蓄米県別優先枠 27,050トンの確実な取り組み ② 飼料用米生産の維持・拡大 ③ 加工用米・輸出用米の大幅拡大 ④ 麦・大豆・園芸作物等水稲以外作物への転換促進 ⑤ 事前契約等拡大による「ふくしま米」の需要確保 |
|---|

○加工用米・輸出用米および麦・大豆については、令和3年度補正における「水田リノベーション事業」等を積極的に活用し拡大をはかる。

○また、産地交付金県域枠についても飼料用米単年契約への助成措置を廃止するなどにより、削減面積が拡大するなか加工用米・輸出用米、麦・大豆等への支援を継続する。

○麦・大豆や高収益作物への転換については、「今後の麦・大豆生産推進計画」「水田農業高収益化推進計画」にもとづき、関係者が一体となった推進を展開。

○主食用米については、生産面積の削減をすすめるとともに、「天のつぶ」等多収品種への品種転換を大胆にすすめ、担い手への農地集約等も含めたコスト削減に取り組み、他県と比較して競争力のある生産構造への転換をすすめる。

○生産者に対しては「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換を引き続き促し、多収品種や多収技術の導入を継続して推進する。

○そのため、地域農業再生協議会や方針作成者が連携し、早期に地域の制度別・用途別作付計画や推進方針の協議を実施。

3. 作物ごとの作付予定面積

単位：ha

作物	3年産作付面積	4年産作付予定面積※1	5年産作付目標面積※2
主食用米	54,700	52,600	55,000
飼料用米	10,038	11,250	7,300
米粉用米	7	地域の積み上げ	—
新市場開拓用米	38	100	—

作物	3年産作付面積	4年産作付予定面積※1	5年産作付目標面積※2
WCS用稲	1,031	1,100	—
加工用米	397	1,000	1,100
備蓄米	5,335	5,300	—
麦	273	313	600
大豆	711	811	1,000
飼料作物	1,692	1,822	2,000
そば	1,794	1,974	2,000
なたね	51	56	—
その他地域振興作物			
園芸作物	地域の積み上げ	地域の積み上げ	2,200

※1：令和3年12月3日「令和4年産米の制度別・用途別作付計画等」より。

※2：令和2年12月1日「令和3年以降の福島県水田農業のあり方にかかる今後の方向」より。

主食用米にかかる令和5年産作付目標面積は、令和3年産で既に達成済み。

Ⅱ. 今後の推進

1. 現状認識

- 令和3年産米においては、全国で▲63千ha、福島県においても▲4,500haの主食用米の生産削減を達成したものの、米価は大幅に下落。
- この要因は、構造的な人口減少とコロナ禍による急激な需要の減少により、需要量に対し民間在庫が過大である状況が変わっておらず、引き続き生産削減が必要な環境にある。
- 一方、国は需給環境改善のための政府買い入れは食糧法運営の趣旨にそぐわないとの考えから、入り口対策としての需要に応じた生産・販売の取り組みを需給対策の柱としている状況。
- 主食用米の生産削減が続くなか、水田活用の直接支払交付金財源は不足し、令和3年度においては240億円の補正を組まざるを得ない状況、そしてこの過程において、飼料用米複数年加算措置や転換作物加算等の措置の見直しが打ち出される結果。
- しかしながら、仮に令和3年産米の到達点から、主食用米へ作付けが戻るようなことがあれば、改善しつつある需給は逆に緩和し、米価は一層下落。
- 全国の生産数量の目安（面積）の集計値をみても、国の指針ベー

スの必要削減面積（▲4万ha）に達しておらず、全体需給は依然危機的な状況。

2. 令和4年産米の需要に応じた生産・販売の取り組みの推進

- 地域農業再生協議会は、早急に関係者と協議のうえ令和4年産米の制度別・用途別作付計画、中長期的な取り組み方針を策定し、生産者に需給環境と水田農業の将来方向を十分説明しながら推進を開始。
- とりわけ、将来を見通し飼料用米への転換に限らない、加工用米・輸出用米、麦・大豆・園芸作物等への転換について、積極的に取り組みを展開。
- 加工用米・輸出用米の生産においては、コスト削減が必須となるが、当面は「水田リノベーション事業」等を積極的に活用し、確実に需要をつかみながら推進を展開。
- 結果として「水田リノベーション事業」の活用が不足する産地交付金財源も有効に活用できることにつながることを認識し、取り組みをすすめる必要。
- また、主食用米においては、オミクロン株より再拡大の可能性のあるコロナ禍への対応も睨みつつ、天のつぶ等多収品種への転換を加速し、価格競争に耐えつつ、事前契約による需要を確保していくことが必要。

以上